

第 1 部 生涯学習推進をめぐる状況

1 生涯学習推進計画策定の趣旨

これまで、県においては、平成3年度から3期にわたり生涯学習推進に係る中長期計画をそれぞれ策定し、総合科学・歴史文化両博物館の整備をはじめ、生涯学習センターを核とした各種学習機会の提供などをおして、生涯学習の推進に努めてきました。

平成23年度から27年度までの5年間を計画期間とした前計画においては、行政主導型の生涯学習の推進から、多様な主体による連携・協働をおして、県民自らが学び合い支え合う生涯学習社会構築の方向への転換を目指しました。併せて、教育基本法・社会教育関連三法の改正をはじめとした教育を取り巻く環境変化にも柔軟に対応しつつ、年度毎の指標把握から自ら計画の評価を行い、関係各課へ施策の推進に向けての要請を行ってきたところです。

一方、今後の社会状況に着目すると、本県の人口は平成32年に132万9千人、平成52年には107万5千人と推計(平成25年4月公表:国立社会保障・人口問題研究所)され、本格的な人口減少に歯止めがかからないなど、地域の衰退が急速に進む傾向にあります。さらに、生涯学習・社会教育を取り巻く環境についても、教育委員会制度改革をはじめ、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要から「教育再生実行会議」を実施しなければならないほど、青少年問題をはじめ、地域の教育力の低下などが、想像を超えて変化しています。

これまで、県においては、10年後の将来像を描いた第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」長期ビジョン(平成23年9月)、加えてその将来像の実現に向けて4年間で取り組む施策を盛り込んだアクションプログラム(第1期(平成23年12月)、第2期(平成27年5月))を策定し、愛媛づくりの方向性を示してきたところです。さらに、「愛媛県教育振興に関する大綱」を知事が策定(平成27年5月)し、本県教育振興の基本的な方向性等について県民の皆様にお示ししたところです。

そこで、本計画では、上記アクションプログラムや大綱の生涯学習分野における具体的な取組みを推進するための基本的な考え方や具体的な施策を示します。また、「愛媛県教育基本方針・重点施策」、学校教育やスポーツ、子ども読書活動などの教育分野における各個別計画等との整合を図りつつ、行政をはじめとした多様な主体による連携・協働体制により、今後の生涯学習施策を重点的かつ計画的に推進することを目指します。

2 前計画の進捗状況と評価

前計画は、基本目標「自己をひらき共に生きる“学び舎えひめ”の創造」のもと、「豊かな人間性と生きる力を培う自律的学びの促進」「多様な主体が連携・協働する社会基盤の整備」「個と社会の学びが循環する『知の循環型社会えひめ』の構築」の三つを基本理念に据え、その実現のために14の基本施策、55の具体的施策、347の施策項目からなる施策を実施しました。

平成23年度から26年度の過去4年間の評価結果の概要は、次のとおりです。

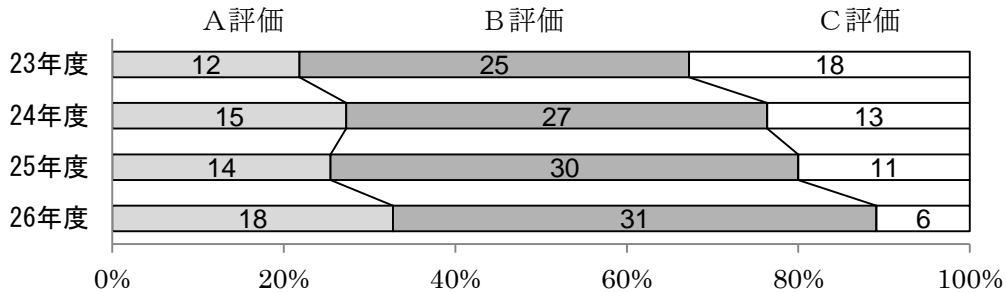
(1) 55の具体的施策に照らした評価

A評価は、12項目から18項目に増加している。

B評価は、25項目から31項目に増加している。
 C評価は、18項目から6項目に減少している。

※ 評価の基準

施策項目におけるAの割合が70%以上の場合……………A
 // 30%以上70%未満の場合……………B
 // 30%未満の場合……………C



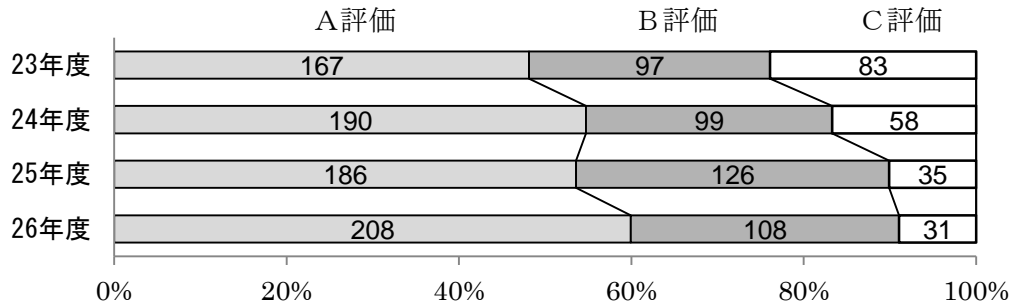
	23年度		24年度		25年度		26年度	
	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合
A評価	12	22%	15	27%	14	25%	18	33%
B評価	25	45%	27	49%	30	55%	31	56%
C評価	18	33%	13	24%	11	20%	6	11%
計	55	100%	55	100%	55	100%	55	100%

(2) 347の施策項目の評価

A評価は、167項目から208項目に増加している。
 B評価は、97項目から108項目に増加している。
 C評価は、83項目から31項目に減少している。

※ 評価の基準

現状が目標を上回っている場合……………A
 概ね目標どおりの場合……………B
 現状が目標を下回っている場合や事業を中止・休止した場合…C



	23年度		24年度		25年度		26年度	
	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合
A評価	167	48%	190	55%	186	54%	208	60%
B評価	97	28%	99	29%	126	36%	108	31%
C評価	83	24%	58	16%	35	10%	31	9%
計	347	100%	347	100%	347	100%	347	100%

(3) 課題と今後の取組み

「具体的な施策」及び「施策項目」の評価結果からは、着実に前計画が進行したことが推察できます。しかしながら、具体的な施策のC評価項目数が6(11%)あるなど、まだ十分とは言えません。そこで、第四次計画においては、各事業実施主体に対して、今後とも、これらの施策の推進に向けて要請を行っていくとともに、次のような基本目標の考え方のもと、推進計画を設定し、その実現に努めていくこととしています。

3 基本目標

「誰もが主役で輝き続ける“学び舎えひめ”の創造」

(1) 生涯学習の理念と必要性

今日の変化の激しい社会を生き抜くためには、生涯にわたって学習を続けることが、現代人にとって必須の条件となっています。そうしたところから、教育基本法も改定され、生涯学習の理念や必要性について、第3条において「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されました。

したがって、今求められているのは、生涯学習をいかに推進していくか、その具体策を示すところにあります。その前に、本県における生涯学習の実態と、どういう点で生涯学習が必要とされるのかを明らかにする必要があります。

(2) 基本目標設定の考え方

本計画策定に際して実施したアンケートによると、県内成人における生涯学習参加率（仕事や学校関係以外の「定期的な学習活動」）は25.7%であり、内閣府が平成24年7月に実施した「生涯学習に関する世論調査」（1年間に、自ら進んで学ぶ「生涯学習」をしたことがあるという回答）57.1%と比べて、極めて低い状況にあります。また、不参加の理由として、「参加する時間がない」50.6%、「活動に興味がない」20.0%と続いており、一人一人が輝いた生き方をしていくためにも、自己実現を図り生活を向上させるためにも、誰もが生涯学習に取り組む機運の向上や仕組みづくりが求められているところです。

また、少子高齢化が進行する中で、独り暮らしや孤独死などの問題が起こっています。核家族化やひとり親世帯の増加、地域社会の人間関係の希薄化などによって、子育て環境は変化し、子どもや子育て家庭の孤立化、さらには貧困など多くの問題が起こっています。これらの問題を解決していくためには、一人一人が社会の担い手として、自主的にかつ協働して取り組んでいく必要があります。福祉や防災、環境美化、子育て文化の継承など、さまざまな喫緊の社会的課題が山積していますが、それらの解決に生涯学習が大きな役割を果たすものとして期待されています。

4 施策の方向性

(1) 主体的に学習活動をひろげる

誰もが輝き続けるためには、人生のあらゆる段階や場面において、自らに適した手段・方法で、必要に応じて適切な学習の機会が見出せるような環境整備が重要です。また、社会の変化に柔軟に適応し、主体的に生きていく力を身に付けるためには、社会的な課題に対して体験型学習、問題発見・解決型の学習機会を充実していくことが求められます。

(2) 学びの仕組みを協働でつくる

少子高齢化、引きこもり、環境汚染などの社会的な課題に関しては、地域住民をはじめ多様な担い手が互いに連携を強め、学び合い支え合いながら、協働して取り組んでいくことが重要です。また、その場合、新しい公共の担い手として、それぞれの個性や価値観の違いを認めつつ、それぞれの持ち味を発揮して解決に当たるといふ、主体的に生きながら社会に参画できる仕組みをつくっていく必要があります。

(3) 学びの成果をまちづくりにつなぐ

これら“学び”の促進のためには、個人の学習成果が社会全体で正しく評価され、活用される仕組みや風土づくりが重要です。学びの成果をまちづくりに活かしていく中で課題に直面すれば、そこからまた新たな学習に取り組むという学びと実践とが循環する社会づくりが求められます。また、自分が有している知識・技術や経験を他者に伝える、伝えられた他者が新たな学習者に伝えていくなど、こうした学びを基本にコミュニティを創造する「知の循環型『生涯学習社会』」づくりが希求されています。

本県では、上記三つの施策の方向性を柱とする基本目標「誰もが主役で輝き続ける“学び舎えひめ”の創造」を設定し、その実現を目指していきます。

5 生涯学習推進計画の性格・期間・構成

(1) 性格

アカウントビリティ(説明責任)の観点から、「生涯学習に関する参加状況や意識等の向上」を推進指標として新設します。また、計画3年目並びに最終年度には、各地域・各世代に配慮したアンケート調査を実施することとしており、県民の皆様のニーズを踏まえながら、防災や減災、青少年の健全育成など、地域における諸課題の解決に資する計画を目指します。

そして、本計画が、各市町の実態や課題に応じて多面的かつ柔軟に検討され、それぞれの計画策定につながることを期待します。

(2) 期間

本計画の期間は、平成28年度から概ね5年間と定め、社会の状況変化や施策の成果に対する評価を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(3) 構成

本計画における生涯学習関連施策体系の構成は、以下のとおりです。
(詳細は、P30 施策体系図 参照)

基本目標(1)

「誰もが主役で輝き続ける“学び舎えひめ”の創造」

施策の方向性(3)

- 主体的に学習活動をひろげる
- 学びの仕組みを協働でつくる
- 学びの成果をまちづくりにつなぐ

推進施策(18)

推進指標(28)